（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十一年三月三日農林水産省告示第二百九十三号（農作物基準共済掛金率等を定める等の件）は、廃止する。

3　この告示は、水稲及び陸稲については平成二十四年産のものから、麦については平成二十五年産のものから適用するものとし、平成二十三年以前の年産の水稲及び陸稲並びに平成二十四年以前の年産の麦については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第八十六条第二項、第百七条第三項第一号、第百二十四条第一項第一号、第百二十五条第一号、第百三十六条第一項及び第二項並びに第百四十一条の六第一項の規定に基づき、同法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十一年三月三日農林水産省告示第二百九十四号（農業災害補償法第八十六条第二項の農林水産大臣が定める割合等を定める等の件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十四年産の水稲から適用するものとし、平成二十三年以前の年産の水稲については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の二十三第二項、第百三十五条第六号ロ、第百三十六条第八項及び第九項並びに第百四十一条の六第七項及び第八項の規定に基づき、園芸施設基準共済掛金率、園芸施設通常標準被害率、園芸施設再保険料基礎率甲、園芸施設再保険料基礎率乙、園芸施設保険料基礎率甲及び園芸施設保険料基礎率乙を次のように定める。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　平成二十一年二月二十七日農林水産省告示第二百八十七号（園芸施設基準共済掛金率等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十四年四月一日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字男山八三七の一〇から八三七の一二まで、八三七の一四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県阿波市市場町犬墓字大北三の一、三の二、一一、一二の一、一二の三から一二の五まで、一二の七、二〇一の一から二〇一の三まで、三四四の一、三四四の二、三四五、六五五の一、六五六の一、六八五の一から六八五の四まで、六八五の一〇から六八五の一三まで、六九〇、六九九の一から六九九の三まで、七三八の一、七三八の二、市場町日開谷字稲荷五八〇の一から五八〇の四まで、五八五の一から五八五の四まで、字僧都一六の一から一六の三まで、一五七、一五九、字為後四四九の一から四四九の四まで、市場町尾開字金清二六から二八まで、三三、字高西二二、二九、三二、三五、三六、五〇、五五、五六の四、六四、七〇から七四まで、八七、八八、一〇二、一〇三、一五五の一、一五五の二、一六九、一七三の一、一七三の二、一八一の一、一八一の二、一八二の一、一八二の二、一八三の一、一八三の二、一八四、一八六の一、一八六の二、一八八の一、二八八の二、一九〇、一九七の一、一九七の二、二一一の一、二一一の二、二一二の一、二一二の二、二一三の一、二一三の三、二一四、二一五、二一八の一、字栩谷一の一、二、二七、三〇の二、三〇の四、三七、三九、八〇、八六、八八、字日吉三七七の一、三七七の二、四〇〇の一、四〇〇の二、四一〇の一、四一〇の二、四五八の二、四五九の一、四五九の二、四五九の四、四六一の二、字八坂七七九の一、七七九の二、七八三、七八四の一、七九〇、七九一の一、七九一の二、七九二の一、七九三、七九四の一、七九四の二、七九五の二、七九六、七九七、八〇一の一、八〇二の一、八〇四の二、八〇七の一、八〇九の三、八一〇の一、八一〇の二、八一三の一、八一三の二、八一三の七、市場町切幡字乾山四四の一、四四の三、四七の一、字坤山一二、一六、二二、三一、三八、五四の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大北一一、一二の一、一二の三から一二の五まで、一二の七、三四四の一、三四四の二、六五五の一、六五六の一から六九九の三まで、七三八の一、七三八の二、字栩谷三〇の二・三七・八〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八六、八八、字八坂七八三、七八四の一、字坤山一二、一六、二二、三一（次の図に示す部分に限る。）、三八、五四の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県那賀郡那賀町木頭折宇字中内五二の三・五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字栩谷六五、六七の一、六七の二、六八の三から六八の八まで、六八の一一、六八の一二、六八の一四、七〇の一、七〇の三、七三の二、八一の二、八一の三、字折宇谷一八の二、字下も番七二の二、七二の三、七二の七、字野久保谷六（次の図に示す部分に限る。）、七、一一の二、一一の四、一三、木頭西宇字中西二一から二三まで、木頭北川字大地平二九の四（次の図に示す部分に限る。）、二九の五、二九の六（次の図に示す部分に限る。）、二九の七、二九の八（次の図に示す部分に限る。）、二九の一九、三〇の一、三一、字拝の久上八三の一、字小薮一二、六七、字土居六四の一、字久井谷五の四（次の図に示す部分に限る。）、五の一四、五の一六、五の二三、五の三五、一六、一七から一九まで、二一、二二（次の図に示す部分に限る。）、三四の三、三四の四、字日和田二七の一から六九九の三まで、七三八の一、七三八の二、字栩谷三〇の二・三七・八〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八六、八八、字八坂七八三、七八四の一、字坤山一二、一六、二二、三一（次の図に示す部分に限る。）、三八、五四の三